

答弁書第六六号

内閣参質一六八第六号

平成十九年十二月四日

内閣総理大臣 福田 康 夫

参議院議長 江 田 五 月 殿

参議院議員近藤正道君提出柏崎刈羽原発敷地内における地殻構造運動・活褶曲の無視及び海底活断層の見落としについての国の責任に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員近藤正道君提出柏崎刈羽原発敷地内における地殻構造運動・活褶曲の無視及び海底活断層の見落としについての国の責任に関する質問に対する答弁書

一について

東京電力株式会社の柏崎刈羽原子力発電所の原子炉の設置許可及び変更許可に係る安全審査においては、同発電所の敷地周辺地域は羽越活褶曲^{しゅうきう}帯と呼ばれる活褶曲の発達した地域であることを前提に審査がなされており、「地殻構造運動がない」との判断は行っていない。

二について

平成十九年新潟県中越沖地震を踏まえ、専門家による耐震安全性に係る現地調査を実施している。また、いわゆるひずみ集中帯で発生する断層による地震の評価等に関する知見を得るため、柏崎刈羽原子力発電所の周辺地域も含め、緊急調査研究を行っているところである。

三について

柏崎刈羽原子力発電所の原子炉の設置許可及び変更許可に係る安全審査においては、当時の最新の知見に基づき、敷地沖合の海底断層について評価したものであり、当時の安全審査に問題があったとは考えて

いない。